公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２号
埼玉県所沢市大字牛沼121番地の２　アド・ザックス・ラフィネＢ―102
債務者　槇　　聖哲
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４号
長野県上田市上野1929番地６
債務者　依田　時実
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織　　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８０１号
神戸市北区有野台６丁目21番地　Ｂ32棟102号、従前の住所神戸市北区藤原台南町４丁目１番３―201号
債務者　石岡　大地
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目３番１号
債務者　長部眞知子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　尚道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前123番地11
債務者　平石　賢治
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田芳志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１号
福島県郡山市芳賀３丁目５番34号　第一伊藤アパート103号
債務者　水戸　正明
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番７号グレープヴァイン南台101号、前住所兵庫県尼崎市食満３丁目８番１―803号
債務者　奥村　　泰
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川元　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６０号
茨城県日立市弁天町１丁目９番４号
債務者　古河　克己
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２１４６号
名古屋市瑞穂区姫宮町２丁目74番地の５　関ハイツ302号
債務者　土井　卓也
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤もゆる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
愛知県北名古屋市高田寺後明46番地１
債務者　中尾　智治
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
愛知県一宮市猿海道１丁目９番７号　シャイニングⅡ103号
債務者　奥谷　昇士
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細野　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３４７号
埼玉県白岡市高岩721番地２　アークプラザ新白岡203
債務者　貴戸　亜希（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原千亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
堺市西区上野芝町３丁６番５―202号、前住所堺市西区鳳中町９丁８番地６　鳳グリーンヒル101号
債務者　池上　広樹
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
茨城県水戸市小吹町297番地
債務者　原口　孝平
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県西宮市美作町１番21号
債務者　プティブランこと　池田あゆみ
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４１号
長野県松本市寿豊丘1180―９　ドミール寿203号、住民票上の住所長野県北安曇郡池田町大字池田1992番地１
債務者　北川原　勝
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐澤　佳秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所松本支部